

長崎型住宅事業者登録制度要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎型住宅の供給に係る設計又は施工等に関する一定の知識や実績を有する事業者の登録・公表に関し必要な事項を定めるとともに、長崎県（以下「県」という。）と事業者が連携した普及啓発を行うことにより、長崎型住宅の供給促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録事業者 第3条の要件を満たし、第5条の規定に基づき登録・公表した事業者をいう。
- (2) 承継事業者 登録事業者が第9条又は10条に基づき登録を廃止又は抹消された場合に、当該登録事業者が供給した長崎型住宅の建築及び維持保全に関して長崎型住宅制度要綱第4条(4)に基づく住宅所有者への支援等を引き継ぐ登録事業者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語の定義は、長崎型住宅制度要綱、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

(登録の要件)

第3条 登録の対象となる事業者は、下の登録要件をすべて満たすものとする。

- (1) 長崎県内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は長崎県内に住所を有する個人事業者であること
- (2) 登録を受けようとする法人、その役員若しくは社員等又は個人が、下記のいずれかの登録又は許可を受けていること
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）における建築士事務所登録
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）における建設業の許可
 - ウ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第167号）における宅地建物取引業の許可
- (3) 2以上の承継事業者を有すること。なお、承継事業者のうち1以上が前号(2)のイ又はウの事業者を有すること
- (4) 長期優良住宅を供給（設計や施工、販売等）した実績が1件以上あること
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする事業者は、長崎型住宅事業者登録申請書〔様式第1号〕及び誓約書〔様式第1号の2〕を添付資料とともに県に提出するものとする。なお、団体や組織等で、同時に複数の事業者が登録申請を行う際には、当該組織と県の協定等により登録申請手続きに代えることができることとする。この場合、登録を受けようとする事業所毎に前条に掲げる登録の要件を満たさなければならないものとする。

2 事業者の登録は、本店又は事業所毎に行うことができるものとする。

(登録及び公表)

第5条 県は、前条の規定による申請について登録要件を備えていると認めるときは、別で定める登録事業者名簿に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の登録区分（設計、施工、設計・施工、その他）
- (2) 事業者の名称、代表者の氏名、所在地、電話番号、ホームページアドレス

(登録の更新)

第6条 第5条の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第1項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間(「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第7条 登録事業者は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、長崎型住宅事業者登録事項変更届 [様式第2号] により、速やかに県に届け出るものとする。

2 県は、前項の規定による届出を受理したときは、登録事業者名簿及び公表の内容を修正するものとする。

(登録の廃止)

第8条 登録事業者は、第3条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、長崎型住宅事業者登録廃止届 [様式第3号] により、速やかに県に届け出なければならない。

2 県は、前項の届出を受理したときは、当該登録を抹消し、公表を取りやめるものとする。

(登録の抹消)

第9条 県は、前条の届出に関わらず、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消し、公表を取りやめるものとする。

(1) 第3条に掲げる登録要件を備えなくなったとき

(2) 不正な手段により登録を受けていたとき

(3) その他、県が必要と認めるとき

2 県は、前項の規定により登録を抹消したときは、抹消した旨及び第5条各号に掲げる事項を公表するとともに、当該抹消に係る登録事業者及び承継事業者に対してその旨を通知するものとする。

(登録事業者、承継事業者の責務)

第10条 登録事業者は、第9条又は第10条の規定により登録を廃止又は抹消されたときは、供給した長崎型住宅の住宅履歴情報等を承継事業者を引き継がなければならない。

2 承継事業者は、前項の規定により記録を引き継いだ際は、引き継いだ旨を住宅所有者に告知するとともに、登録事業者に代わり、要綱第4条に規定する責務及び役割を承継しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月16日から施行する。

長崎型住宅事業者登録(更新)申請書

長崎県土木部住宅課長 様

(申請者)

所在地 〒

称号又は名称

代表者

長崎型住宅事業者登録制度要領第4条の規定に基づく登録を申請します。

申請内容

登録事業者に関する事項 (登録を受けようとする者)	事業者の登録区分※1 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 施工 <input type="checkbox"/> 設計・施工 <input type="checkbox"/> その他※2 ()	
	名称※1		
	代表者氏名※1		
	業の登録又は許可番号 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 建築士事務所登録	
		<input type="checkbox"/> 建設業の許可	
		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業の許可	
	長期優良住宅の供給事例 (直近のもの)	認定番号	
		認定日	令和 年 月 日
	所在地※1	〒	
	電話番号※1		
FAX 番号			
メールアドレス			
ホームページアドレス※1			
承継事業者※3 に関する事項	承継事業者1	名称	
		所在地	
	承継事業者2	名称	
		所在地	

※1 上記のうち、事業者の登録区分・名称・代表者氏名・所在地・電話番号・ホームページアドレスは登録後、公表します。

※2 不動産業、卸売業、林業、建設業(一般土木建築)など、日本標準産業分類に記載のある大分類程度を記載してください。なお、公表・周知にあたっては、一部表現を変更する可能性があります。

※3 3以上の承継事業者がある場合は、別紙を複製して記載してください。

承継事業者とは、登録事業者が廃止又は抹消された場合等に、当該登録事業者が所有する長崎型住宅の建築及び維持保全に関する記録(住宅履歴情報等)を引き継ぐ登録事業者をいいます。[長崎型住宅事業者登録制度要領第2条]

(別紙)

承継事業者に関する事項	1	名称	
		所在地	
	2	名称	
		所在地	
	3	名称	
		所在地	
	4	名称	
		所在地	
	5	名称	
		所在地	
	6	名称	
		所在地	
	7	名称	
		所在地	
	8	名称	
		所在地	
9	名称		
	所在地		
10	名称		
	所在地		
11	名称		
	所在地		
12	名称		
	所在地		
13	名称		
	所在地		
14	名称		
	所在地		
15	名称		
	所在地		
16	名称		
	所在地		

誓約書

長崎県土木部住宅課長 様

（申請者）

所在地 〒

称号又は名称

代表者

当社は、長崎型住宅事業者登録制度要領第3条各号に定める登録要件を全て満たす事業者であることを誓約します。

また、同要領第7条に基づき長崎型住宅の普及啓発に努めるとともに、関係法令等を遵守し、不正の行為をなさないことを誓約します。

なお、上記の誓約の内容確認のため、長崎県が他の官公署等に照会を行なうことについて承諾するとともに、上記の誓約に反することが明らかとなった場合は、登録抹消等の処分を受けることについて異存はありません。

長崎型住宅事業者登録事項変更届

長崎県土木部住宅課長 様

所在地 〒

称号又は名称
代表者

下記のとおり、登録事項に変更がありましたので、長崎型住宅事業者登録制度要領第 8 条の規定に基づき届け出ます。

1 変更内容

変更事項	該当・非該当 (どちらかに○)	変更年月日	変更前	変更後
事業者の登録区分	該当・非該当 <input type="radio"/>			
事業者の名称	該当・非該当 <input type="radio"/>			
代表者の氏名	該当・非該当 <input type="radio"/>			
所在地	該当・非該当 <input type="radio"/>			
電話番号	該当・非該当 <input type="radio"/>			
ホームページアドレス	該当・非該当 <input type="radio"/>			

※公表内容（変更届の提出が必要な事項）

- ・事業者の登録区分・名称・代表者氏名・所在地・電話番号・ホームページアドレス

長崎型住宅事業者登録廃止届

長崎県土木部住宅課長 様

所在地 〒

称号又は名称

代表者

下記の事業者登録について、長崎型住宅事業者登録制度要領第9条の規定により登録を廃止しますので届け出ます。

事業者の名称	事業者の登録区分 (設計・施工・その他)	理由